

# 中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2018年04月

## Contents

### 税務法規

- ▶ 「增值税税率の調整に関する通知」(財税[2018]32号) ("32号通達")
- ▶ 「增值税小規模納税者の基準の統一に関する通知」(財税[2018]33号) ("33号通達")
- ▶ 「環境保護税に関する問題についての通知」(財税[2018]23号) ("23号通達")
- ▶ 「個人租税繰延型商業養老保険に係る試験の実施に関する通知」(財税[2018]22号) ("22号通達") ほか

### 商務法規

- ▶ 「『政府活動報告』の重点作業を実施するための部門間の業務分担に関する意見」(国發[2018] 9号) ("9号通達")

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語<sup>1</sup>、英語<sup>2</sup>)を毎週発行しています。

2018年04月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2018年 04月04日 第2018013号
- ▶ 2018年 04月13日 第2018014号
- ▶ 2018年 04月20日 第2018015号
- ▶ 2018年 04月27日 第2018016号

Japan Business Servicesグループで、2018年04月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

<sup>1</sup> 「中国税务及投资法规速递」

<sup>2</sup> 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) [www.ey.com/chinese/CTIE](http://www.ey.com/chinese/CTIE)

(英語版) [www.ey.com/cn/CTIE](http://www.ey.com/cn/CTIE)

## 税務法規

- ▶ 「增值税税率の調整に関する通知」(財税[2018]32号) (“32号通達”)
- ▶ 「增值税小規模納税者の基準の統一に関する通知」(財税[2018]33号) (“33号通達”)

### 概要

2018年3月28日に李克強総理が主催した国務院常務委員会議を受けて、財政部及び国家税務総局は2018年4月4日付で、2018年5月1日から適用される增值税政策の調整に関する32号通達及び33号通達(2018年5月1日施行)を公布した。

32号通達及び33号通達の主な内容は以下の通りである。

#### 增值税税率の調整

納税者に增值税の課税販売行為或いは貨物の輸入が発生した場合、従来17%、11%の税率が適用されていたものは、それぞれ税率を16%、10%に調整する。

#### 農産品の購入に係る控除率の調整

納税者が農産品を購入した場合、従来11%の控除率が適用されていたものは、その控除率を10%に調整する。また、納税者が16%の税率が適用される貨物の生産販売または委託加工に用いる農産品を購入した場合、12%の控除率により仕入税額を計算する。

#### 輸出還付率の調整

- ▶ 従来17%、11%の税率が適用され、かつ輸出還付率が17%、11%であった輸出貨物については、輸出還付率をそれぞれ16%、10%に調整する。

▶ 対外貿易企業が2018年7月31日までに輸出した貨物、クロスボーダー課税行為のうち、購入時に調整前の税率で增值税を徴収したものには調整前の輸出還付率を適用し、購入時に調整後の税率で增值税を徴収したものには調整後の輸出還付率を適用する。

還付率調整の適用時期及び貨物輸出またはクロスボーダー課税行為の販売時期は、輸出貨物の通関書類上に記載された輸出日または輸出発票(インボイス)の発行日を基準とする。

#### 增值税小規模納税者

33号通達に基づき、2018年5月1日から增值税小規模納税者の基準が一律に年間課税売上高500万元以下となる。

「中華人民共和国增值税暫定条例実施細則」(「実施細則」)の第28条の規定<sup>1</sup>に基づき、すでに增值税一般納税者として登記した企業及び個人は、2018年12月31まで、小規模納税者に転換することができる。その場合、未控除の仕入税額は振替の処理を行う。

参考として、2018年5月1日以降の增值税税率は下表の通りである。

番号	物品販売/增值税課税行為	增值税税率
1	納税者の物品、労務、有形動産リースサービスの販売または物品の輸入(2、4、5に別途規定されるものを除く)	16%
2	納税者の交通運輸、郵政、基礎電信、建築、不動産リースサービスの販売、不動産の販売、土地使用権の譲渡、以下の物品の販売または輸入 1) 穀物等の農産品、食用植物油、食用塩 2) 水道水、スチーム、冷却気、熱水、ガス、石油液化ガス、天然ガス、ジメチルエーテル、住民用石炭製品 3) 図書、新聞、雑誌、オーディオビジュアル製品、電子出版物 4) 飼料、化学肥料、農薬、農機、農業用ビニール 5) 国務院が規定するその他の物品	10%

番号	物品販売/增值税課税行為	增值税税率
3	納税者のサービス、無形資産の販売(1、2、5に別途規定するものを除く)	6%
4	納税者の物品の輸出は税率をゼロとする(ただし、國務院が別途規定する場合を除く)	0%
5	国内企業及び個人による、國務院が規定する範囲内のサービス、無形資産のクロスボーダー販売	0%

<sup>1</sup> 現行の「実施細則」第28条によれば、增值税小規模納税者の基準は次の通りである。

- ▶ 物品生産または課税労務の提供に従事する納税者、及び物品生産または課税労務の提供を主とし(即ち、納税者の年間の物品生産または課税労務の提供による売上高が年間の課税売上高に占める割合が50%以上の場合)、かつ物品の卸売または小売を兼営する納税者は、年間の增值税課税売上高(以下、課税売上高)が50万元以下の場合
- ▶ 本条第1項(一)に規定する以外の納税者は、年間の課税売上高が80万元以下の場合

32号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3377945/content.html>

33号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3377957/content.html>

「実施細則」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810765/n812156/n812459/c1185880/content.html>

会議に関する公式ニュースは次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/premier/2018-03/28/content\\_5278110.htm](http://www.gov.cn/premier/2018-03/28/content_5278110.htm)

▶ 「環境保護税に関する問題についての通知」(財税[2018]23号) (“23号通達”)

#### 概要

「中華人民共和国環境保護税法」(「環境保護税法」)及び同実施条例に基づき、財政部、國家稅務總局及び生態環境部は2018年3月30日付で、関連の事項について明確にした23号通達を公布した。(「環境保護税法」及び同実施条例については、「中国稅務及び投資法規速報(日本語要約版)」2017年1月号、2018年1月号を参照。)

23号通達では、課税大気汚染物及び課税水汚染物の排出量の観測と計算、課税水汚染物の汚染当量数の計算、課税固体廃物の排出量の計算と納税申告、課税騒音の納税額の計算等について、その具体的な取扱いを規定している。

例えば、23号通達によれば、納税者が観測機構に課税大気汚染物及び課税水汚染物の排出量の観測を委託する場合、当月に同一の排出口から排出される同一種類の汚染物について複数の観測データがあるならば、課税大気汚染物はそれらの平均値によって排出量を計算し、課税水汚染物は流量による加重平均値によって排出量を計算する。

また、課税騒音の納税額は国家の規定する基準を超えるデシベルに対応する適用税額であり、一企業の同一の観測点で、当月に複数の観測データが基準を超えた場合は、最も高いデシベルのものについて納税額を計算する。

23号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.mof.gov.cn/mofhome/shuizhengsi/zhen/gwuxinxizhengcefabu/201804/t20180403\\_2858758.html](http://www.mof.gov.cn/mofhome/shuizhengsi/zhen/gwuxinxizhengcefabu/201804/t20180403_2858758.html)

「環境保護税法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.zhb.gov.cn/gzfw\\_13107/zcfg/f1/201704/t20170417\\_411610.shtml](http://www.zhb.gov.cn/gzfw_13107/zcfg/f1/201704/t20170417_411610.shtml)

「実施条例」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://hd.chinatax.gov.cn/guoshui/action/GetArticleView1.do?id=10859402&flag=1>

▶ 「個人租税繰延型商業養老保險に係る試験の実施に関する通知」(財税〔2018〕22号)（“22号通達”）

## 概要

2015年3月5日に開催された第12期全国人民代表大会第3回会議の際、李克強総理は政府活動報告の中で、養老保險の第3の柱<sup>1</sup>の発展を推進するために、個人租税繰延型商業養老保險を導入すると述べた。国务院弁公庁は2017年、個人租税繰延型商業養老保險に係る試験を早く開始することを求めた国弁發〔2017〕59号（“59号通達”）を公布した。

2018年4月2日、5部門・委員会<sup>2</sup>は、22号通達を公布し、長く期待されていた個人租税繰延型商業養老保險に係る試験（“個人税繰延試験”）を2018年5月1日から、上海、福建省（廈門市を含む）、蘇州工業園区（“試験地区”）で開始することを宣言した。試験期間は暫定的に1年間とされている。

22号通達によれば、試験期間において、試験地区の個人は個人商業養老資金口座に計上される投資収益について、保険料納付期間は暫定的に個人所得税を課税されない。個人が規定の条件を満たしたときに受け取る商業養老金収入のうちの25%部分は免税とされ、その他の部分は10%の比例税率により個人所得税を計算する。

試験地区的個人が個人商業養老資金口座を通じて規定を満たす商業養老保險商品を購入する場合は、一定の基準内でこれを控除することができる。給与賃金、連続性役務報酬所得<sup>3</sup>を取得する個人の場合は、納付した保険料を、控除を申告する当月において、課税所得額の計算時に限度額内で控除することができ、当月の給与賃金、連続性役務報酬所得の6%と1,000元のいずれか低いほうが控除限度額となる。

22号通達によれば、試験期間の個人商業養老保險商品は、保険会社が開発し、安定型商品を主、リスク型商品を従とするという原則に従って選択され、リスト方式により確定される。具体的な商業養老保險商品のガイドラインは、中国銀行保險監督管理委員会が財政部、人資源及び社会保障部、国家稅務總局と協議の上、公布される。

個人が規定を満たす商業養老保險商品を購入し、課税繰延の優遇を受ける場合には、中国保險情報技術管理有限公司が確立した情報プラットフォームで発行される課税繰延養老保險控除証明を、控除のための証憑とする。給与賃金及び連続性役務報酬所得を得た個人は、速やかに関連の証明を源泉徵収義務者に提供しなければならない。

1 中国の養老保險制度には3つの柱が含まれる。第1の柱が基礎養老保險、第2の柱が職業養老及び企業養老、第3の柱が商業性養老保險である。

2 5部門・委員会には、財政部、国家稅務總局、人資源及び社会保障部、中国銀行保險監督管理委員会、中国證券監督管理委員会を含む。

3 連続性役務報酬所得とは、納税者が連続6ヶ月以上、同じ組織のために役務を提供して取得した所得をいう。

22号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://hd.chinatax.gov.cn/guoshui/action/GetArticleView1.do?id=12225632&flag=1>

59号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-07/04/content\\_5207926.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-07/04/content_5207926.htm)

▶ 「同時文書のマスターファイルの提出及び管理に係る事項の明確化に関する公告」(国家稅務總局公告〔2018〕14号)（“14号公告”）

## 概要

国家稅務總局が2016年に公布した国家稅務總局公告〔2016〕42号（“42号公告”）では、経済協力開発機構（OECD）の税源侵食と利益移転（BEPS）に関する行動13の勧告を反映する形で、3層構造の移転価格文書を採用している。同時文書には、マスターファイル、ローカルファイル及び納税者がコストシェアリングを実施する場合或いは過少資本税制に関わる場合の特殊事項ファイルが含まれる。

42号公告によれば、年間の関連者間取引総額が10億元を超える場合、或いはクロスボーダーの関連者間取引が発生し、かつ当該企業の財務諸表を連結する最終持株企業の属する企業グループがマスターファイルを作成している場合、企業はマスターファイルを準備する必要がある。マスターファイルの主な内容は、企業が属する企業グループのグローバルのビジネスの全体的な状況である。

国家税務総局が2018年4月4日付で公布した14号公告では、42号公告の実施に関わる、同時文書の準備及び提出要求に関する事項について明らかにしている。当該公告は2018年5月20日から施行される。

14号公告によれば、規定に従ってマスターファイルを準備する必要のある企業グループは、グループ内の企業が2以上の税務機関の管轄に属する場合、いずれかの企業の所轄税務機関を選択して、自主的にマスターファイルを提出することができる。グループ内のその他の企業が所轄税務機関にマスターファイルの提出を要求された場合、所轄税務機関に対して書面により企業グループが自主的にマスターファイルを提出した状況を報告した後、その提出を免除される。言い換えれば、マスターファイルを複数の税務機関に提出する必要はない。

14号公告にいう“自主的に提出する”というのは、税務機関が特別納税調査を実施する前に、企業がマスターファイルを提出することを指す。グループ内の1社に対して税務機関が特別納税調査を実施し、かつ所轄税務機関の要求に応じてマスターファイルを提出した場合には、グループ内のその他の企業はマスターファイルの提出を免除されない。ただし、その場合にも、グループはその他の企業のうちのいずれかの企業を選択して、前述の規定を適用することができる。

14号公告の規定によれば、企業グループ内の各企業が同じ省、自治区、直轄市、計画単列市レベルの税務機関の管轄下にある場合、マスターファイルを受領した所轄税務機関は順次に省レベルの税務機関まで報告する。省レベルの税務機関がマスターファイルの管理を担当し、統一的に調整を行い、必要に応じてグループ内の各企業の所轄税務機関に提供する。企業グループ内の各企業が2以上の省、自治区、直轄市、計画単列市レベルの税務機関の管轄下にある場合は国家税務総局がマスターファイルの管理を担当する。

14号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。  
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3394172/content.html>

42号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。  
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2208516/content.html>

▶ 「企業所得税の資産損失に係る資料の保存に関する事項についての公告」(国家税務総局公告[2018]15号) (“15号公告”)

## 概要

企業の提出する納税申告資料を簡略化し、企業の負担を軽減するために、国家税務総局は2018年4月10日付で15号公告を公布し、企業所得税の資産損失に係る資料の保存に関する事項について明らかにした。

15号公告に基づき、企業が税務機関に資産損失の控除を申告する際には、「企業所得税年度納税申告表(A類、2017年版)」の中の附表A105090「資産損失の税前控除及び納税調整明細表」のみを記入すればよく、資産損失に関する資料を提出する必要はない。企業は調査に備えて関連資料を保存しておけばよい。企業は、資産損失に関する全ての資料を保存し、保存資料の真実性と合法性を保証しなければならない。

15号公告は、2017年度以降の企業所得税年度申告から適用される。当該公告の公布と同時に、「国家税務局：『企業の資産損失に係る所得税税前控除管理弁法』の公布に関する公告」(国家税務総局公告[2011]25号) (“25号公告”)にある、資産損失に関する証明資料、会計計算資料、納税資料等の関連資料の提出に関する内容は廃止される。

15号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3398321/content.html>

15号公告の国家税務総局による公式解釈は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3398281/content.html>

25号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810765/n812156/n812499/c1187231/content.html>

## 商務法規

- ▶ 「『政府活動報告』の重点作業を実施するための部門間の業務分担に関する意見」(国發[2018] 9号) (“9号通達”)

### 概要

2018年4月1日、國務院は9号通達を公布し、「政府活動報告」(「2018年政府活動報告」)の重点作業に関する各部門の業務分担について明らかにした。9号通達によれば、各部門・委員会はその機能の範囲内でそれぞれ、12分野57項目の重点任務を履行する。(「2018年政府活動報告」については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2018年3月号を参照。)

2017年の中国の経済成長率は6.9%であった。そのため、中国は2018年のGDP成長目標を2017年に近い約6.5%に設定した。9号通達によれば、中国は引き続き財政、通貨、産業、区域等の政策調整を強化し、マクロ政策の連続性と安定性を維持する。

税務、財務及び商務の分野に関連する任務には、增值税制度の改革と整備、税率の調整、小規模納税者の年間課税売上高基準の引上げ、企業の新規購入機器設備に係る一括損金計上を認める上限額の引上げ、企業再編に係る土地增值税、契税等の優遇政策の継続実施、自動車の輸入関税の引下げ、一般製造業の全面開放とテレコム、医療、教育、養老、新エネルギー車等の分野の開放拡大、外国投資参入に係るネガティリストの調整、外資企業の設立手続の簡素化等が含まれる。

それらのうち、一部の任務については、すでに関連部門から通達が公布されている。例えば、增值税の税率の調整と小規模納税者の基準の統一に関する財税[2018]32号、財税[2018]33号等である。

9号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-04/12/content\\_5281920.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-04/12/content_5281920.htm)

「2018年政府活動報告」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.mod.gov.cn/topnews/2018-03/05/content\\_4805962.htm](http://www.mod.gov.cn/topnews/2018-03/05/content_4805962.htm)

## Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけます。

- |  |   |   |
|--|---|---|
| <p>▶ <b>北京</b></p> <p><b>大谷 光尋</b><br/>監査<br/>+86 10 5815 4569<br/>mitsuhiro.otani@cn.ey.com</p> <p><b>鍋島 正知</b><br/>監査<br/>+86 10 5815 4253<br/>masatomo.nabeshima1@cn.ey.com</p> <p><b>上村 希世子</b><br/>税務・移転価格<br/>+86 10 5815 2289<br/>kiyoko.kamimura@cn.ey.com</p> <p>▶ <b>大連</b></p> <p><b>中澤 直規</b><br/>監査<br/>+86 411 8252 8999<br/>naoki.nakazawa@cn.ey.com</p> <p>▶ <b>上海</b></p> <p><b>高橋 臣一</b><br/>監査<br/>+86 21 2228 2740<br/>shinichi.takahashi@cn.ey.com</p> <p><b>八幡 正博</b><br/>監査<br/>+86 21 2228 4652<br/>masahiro.yawata1@cn.ey.com</p> <p><b>鯉沼 里枝</b><br/>監査<br/>+86 21 2228 3976<br/>rie.koinuma@cn.ey.com</p> <p><b>星野 友子</b><br/>監査<br/>+86 21 2228 5958<br/>tomoko.hoshino@cn.ey.com</p> <p><b>山村 亮</b><br/>監査<br/>+86 21 2228 3239<br/>ryo.yamamura1@cn.ey.com</p> | <p><b>江 海峰</b><br/>金融<br/>+86 21 2228 2963<br/>alex.jiang@cn.ey.com</p> <p><b>石川 翔太</b><br/>金融<br/>+86 21 2228 4006<br/>shota.ishikawa@cn.ey.com</p> <p><b>坂出 加奈</b><br/>税務・移転価格<br/>+86 21 2228 2289<br/>kana.sakaide@cn.ey.com</p> <p><b>小島 圭介</b><br/>税務<br/>+86 21 2228 2854<br/>keisuke.kojima@cn.ey.com</p> <p><b>丸山 直也</b><br/>法務<br/>+86 21 2228 8346<br/>maruyama.naoya@eychenandco.com</p> <p><b>久保田 順一</b><br/>TAS<br/>+86 21 2228 4749<br/>junichi.kubota@cn.ey.com</p> <p>▶ <b>広州</b></p> <p><b>長内 幸浩</b><br/>監査<br/>+86 20 2881 2675<br/>yukihiro.osanai@cn.ey.com</p> <p><b>穴井 宏明</b><br/>監査<br/>+86 20 2881 2888<br/>hiroaki.anai@cn.ey.com</p> <p><b>石澤 晶宗</b><br/>税務<br/>+86 20 2881 2712<br/>masamune.ishizawa@cn.ey.com</p> | <p>▶ <b>深圳</b></p> <p><b>小島 健一</b><br/>監査<br/>+86 755 2502 5463<br/>shinichi.kojima1@cn.ey.com</p> <p>▶ <b>香港</b></p> <p><b>重富 由香</b><br/>監査<br/>+852 2629 3907<br/>yuka.shigetomi@hk.ey.com</p> <p><b>柿本 啓太</b><br/>監査<br/>+852 2846 9005<br/>keita.kakimoto2@hk.ey.com</p> <p><b>田所 聰史</b><br/>監査<br/>+852 2846 9623<br/>satoshi.tadokoro@hk.ey.com</p> <p><b>吉田 薫</b><br/>監査<br/>+852 2629 3909<br/>kaori.yoshida@hk.ey.com</p> <p><b>稻葉 宏和</b><br/>金融<br/>+852 2629 3046<br/>hirokazu.lnaba@hk.ey.com</p> |
|--|---|---|

► 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

崔 虹

税務

hong.cui@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マーケット本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 俊克

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@ jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@ jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバー ファームにより構成された国際組織を指し、各メンバー ファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より 詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。  
[www.ey.com](http://www.ey.com)。

© 2018 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03006720

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務 その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものでは ありません。具体的な問題については、各専門家による適切な アドバイスを参照されるようお願いいたします。

[ey.com/china](http://ey.com/china)

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

